

## **[事案 2021-117] 新契約無効請求**

・令和3年11月26日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2021-118] の申立人の配偶者である。

### **<事案の概要>**

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和元年10月に契約した変額保険について、募集人から「支払った保険料は全て貯金となる。」と説明を受けて契約したが、実際は元本保証型ではなかったことから、既払込保険料と解約返戻金の差額を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

募集人は申立人に対し、設計書を用いて「-3%~6%」での運用例を示し、確実に増えるとは断言できない商品であるが、長期にわたって運用することで銀行預金よりも増える見込みが持てるとの説明をしており、「確実に増える」などという断定的な説明はしていないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。